

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

## 1. 事業の概要

我が国で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザでは、身近な鳥である野生のカラスへの感染などにより、国民の不安が高まった。また、現在においてもアジア地域に鳥インフルエンザウイルスが常在化しているとされるなど、新たな動物由来感染症の発生や、国内への広がりへの懸念がある。

野生鳥獣由来の感染症は、人への感染の不安や社会経済への影響のみならず、野生鳥獣間で蔓延した場合には生物多様性保全上の影響が懸念される。

しかし、これらの感染症が野生鳥獣の生息に及ぼす影響や野生鳥獣がどのような感染症を有しているか等、野生鳥獣と感染症との関係についての知見は極めて限られたものとなっている。また、専門家からは、国内での感染症の動向を把握するためにも、野鳥の感染症モニタリングの重要性が指摘されている。

このため、感染症に関する文献調査や海外における調査研究事例の収集解析などによる基礎的知見の充実を図るとともに、保護の必要性が高い希少種や渡り鳥を対象として感染症についてのモニタリングを実施する。

## 2. 事業計画

平成17～21年度(5カ年)：野生鳥獣感染症基盤情報整備

平成17～19年度(3カ年)：モニタリング調査の実施

(調査地選定～調査実施～とりまとめ)

平成20年度以降

：モニタリング調査の継続実施

## 3. 施策の効果

野生鳥獣に関する感染症の基礎的な知見の充実や渡り鳥等の感染症のモニタリングを通じて、希少種などの野生鳥獣の保護を図るとともに人畜の感染症予防・発生時対策に資する。

# 野生鳥獣感染症情報整備事業

鳥インフルエンザ、西ナイルウイルス・SARS等

野生鳥獣の感染症が社会問題化

ヒト・家畜への被害

野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

基礎的な知見の充実が必要

野生鳥獣感染症基盤情報整備

継続的な感染症保有状況の把握(モニタリング)が必要

希少種・重要生息地モニタリング

渡り鳥モニタリング

・感染症に関する基礎的知見の充実

・わが国における野生鳥獣の感染症の監視

・野生生物保護対策への迅速・的確な対応